

平成30年第1回館山市国民健康保険運営協議会

議事録（審議事項）概要

《審議事項（諮問）》

- (1) 平成29年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案
- (2) 平成30年度館山市国民健康保険特別会計当初予算案
- (3) 館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- (4) 館山市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

※上記、審議事項について説明等を行いました、その概要については以下のとおりです。

<説明概要>

今回皆様に審議をお願いしています案件は、国保の広域化に伴うものですので、国保の広域化について説明した後、それぞれの案件を説明します。

国民健康保険は現在、市町村ごとに運営していますが、平成30年度からは県も加わり、市町村と共に国保を運営することになります。今回から県が加わるようになります。

なぜ、国保の広域化をするかと言いますと、国保の抱える問題1「加入者の年齢構成が高く医療費が増え続けている」、会社を辞めた人が加入する例が多いので年齢構成が高くなり、年齢構成が高いと医療費もかかることが多いということです。国保の抱える問題2「所得の低い人も多いので保険料の負担が重い」、会社を辞めた人や年金生活者などで、他の健康保険加入者と比べて所得水準が低く、このことで負担も重くなります。国保の抱える問題3

「小規模な市町村では国保の財政運営が不安定」、小さな市町村では、高額な心疾患や脳疾患での手術、また最近の高額医療、医薬品の出現などが国保財政の不安定要素につながりやすいということです。

こういった問題に対し、国民皆保険の最後の砦である国保制度を将来的に持続していけるよう、国からの財政支援の拡充、約3400億円を受けて、県と市町村が国保制度の運営を担うことになったところです。

今回の広域化により何が変わるかと言いますと、一番の基本は「財政運営の仕組み」です。国保加入者がお医者さんにかかる時、自己負担分、通常3割を支払いますが、国保加入者から徴収した保険税と国等からの補助金などで、残りの7割をお医者さんに支払っています。平成30年度からは、国保

加入者がお医者さんにかかる場面や、市町村に保険税を納める点に変更はありませんが、国保財政の流れが変わってきます。

国保加入者の自己負担分を除く保険給付費は、全額市町村を通じ県が負担することになります。これに対し千葉県が保険給付費全体を推計して、市町村の所得水準や医療水準を勘案して、市町村ごとの納付金と標準保険料率を市町村に示します、この標準保険料率が1月末に県から示されたところです。この標準保険料率を参考に、市町村が保険税を決定します。今回皆さんに保険税率の案を諮問して、保険税率を決定していくこととなります。市町村は、決定した保険税率で国保加入者から保険税を納付いただき、市町村の受ける補助金等と合わせて、千葉県に納付金を納付することとなります。

国保の広域化により、今まで国保会計に入っていた国からの補助金等や、社会保険診療報酬支払基金からの交付金等は、県の国保会計へ入ることになり、市町村の国保会計は今まで以上にすっきりすることとなります。国保加入者から見ると大きな変更はありません。このように国保の広域化が進められているところです。

審議事項（1）の「平成29年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案」について説明します。歳入及び歳出の「合計」欄ですが、それぞれ予算現額74億9,545万7千円から、補正額11万3千円を増額し、補正後の予算額を74億9,557万円にしようとするものです。

今回の補正については、2つの目的があります。1点目ですが、28年度の国保会計の繰越額が確定したことにより、「繰越金」の予算額をその額、1億7,272万8千円に合わせようとするものです。支払基金へ返還する交付金の額が確定していなかったため、この2月で前年度繰越額の補正を行います。次に2点目ですが「繰入金」の補正です。「保険基盤安定繰入金」ですが国と県への交付申請により、2月補正後予算額の金額になりますが、「税軽減分」は2億476万3千円、「保険者支援分は」1億1,362万9千円と確定しましたので、それぞれ、この金額に合わせるため補正を行なおうとするものです。この「保険基盤安定繰入金」は一般会計からの繰入金です。市の負担割合は4分の1で、それ以外は国と県の負担になります。

以上の補正額を計上したことにより、「財政調整基金繰入金」につきましては、2,962万1千円の積み戻しを行いますが、これは全体の歳入歳出を同じ金額に調整しようとするものです。

審議事項（2）の「平成30年度館山市国民健康保険特別会計当初予算案」について、説明させていただきます。平成30年度は、国保の広域化の初年度ということで、国保の財政運営に県が大きく関わることにより、お金の流れと市の国保会計の科目の編成が大きく変わりますので、はじめに、その点

から説明させていただきます。

市町村は30年度以降も引き続き、歳入で国民健康保険税を徴収し、歳出では、保険給付費として医療費等を支払っていくというところは変わりません。

次に変更となる点ですが、歳出の保険給付費の内、葬祭費と出産育児諸費を除く医療費の部分の全額について、県は歳入の県支出金の中にあります「普通交付金」として市に交付してくれます。また、市町村の実情や努力に応じて交付される交付金は「特別交付金」です。一方県は、その「普通交付金」を各市町村に交付するために、必要額を各市町村から納付金として集めます。それが市では、歳出側にある「事業費納付金」になります。納付金は市町村ごとの医療費水準と所得水準から、県が計算してきます。

これまでは、年度途中で医療費が上昇すれば、市の中だけで必要額を対応していましたが、財政的に非常に不安定でしたが、30年度以降は事前に県が積算した、この「事業費納付金」だけを納付できればよいということになります。今回の制度改正の目的ですが、県が運営に関わることで、このように市町村の国保財政が安定することにより、破綻しそうな国保制度を今後も継続させることが一番の目的ということになります。

さらに、これからは館山市の予算科目であっても、多くの科目を県が積算して提示してくれることになりました。具体的には、まず県は館山市の歳出の「保険給付費」、いわゆる医療費の額を算出します。それにより、歳入の県支出金のうち「普通交付金」が決まります。「特別交付金」の各科目についても県が示してきます。また、県は県全体の医療費見込から計算して、館山市の歳出の「事業費納付金」の金額を決定します。その「事業費納付金」などの額から、今度は館山市の国保税必要額と、その国保税を確保するための税率、いわゆる「標準保険料率」についても提示してくれることになりました。

この当初予算案につきましては、歳入の国民健康保険税、県支出金、それから歳出の保険給付費、事業費納付金について、県が試算した金額をあてはめたものになります。

全体では、歳入予算額、歳出予算額ともに、58億5,579万1千円となっており、国保の広域化による予算科目の変更により、29年度当初予算と比較しまして、17億4,278万6千円、率にして22.9パーセントの予算規模の縮小となります。その理由としましては、これまでは、国、県、国保連合会、診療報酬支払基金とお金のやり取りをする科目が、歳入にも歳出にもありましたが、これからは、県の特別会計で千葉県全体をまとめて計算するようになるため、市は県とだけ、お金のやり取りをするように変更

なったことによります。

各科目の説明の前に、先に「財政調整基金」を説明させていただきます。

「財政調整基金繰入金」6,777万4千円については、他の歳入の額、歳出の額をあてはめていき、歳入の不足額を計上したもので、今回の当初予算案では、この額の基金の取り崩しが必要というかたちになっています。なお、先ほどの2月補正での積み戻しもふまえ、当初予算後の基金の残高は、3億5,945万円になります。

この当初予算案の各科目の説明させていただきます。まず歳入予算の主なものですが、「国民健康保険税」については、11億7,510万6千円を計上しました。前年度の当初予算と比べて、21.3パーセント、3億1,744万円の減少となります。内訳としましては、「現年課税分」が11億4,723万9千円、「滞納繰越分」が2,786万7千円です。「現年課税分」については、事業費納付金を納めるための必要額として、県が積算した額を計上しました。前年度からの減少幅が大きい理由ですが、29年度当初予算につきましては、会計上の必要額を仮に計上したため、当初予算では過大に計上されており、その後に約3億5千万円の減額補正を行っています。これに対し、30年度当初予算は、県が積算した額を計上したことにより、予算額に大きな差が出ているものです。

続いて「保険給付費等交付金」ですが、41億3,201万4千円を計上しました。30年度から新規に計上されるものになります。内訳としましては、「普通交付金」が40億8,736万2千円、「特別交付金」が4,465万2千円です。「普通交付金」については、葬祭費、出産育児諸費を除く保険給付に必要な費用が、全額県から交付されるものです。なおその保険給付費は、過去の実績や被保険者数の動向により、県が積算したものです。また、「特別交付金」についても、県が積算した額を参考に計上しています。

続いて「他会計繰入金」ですが、4億4,859万3千円を計上しました。前年度の当初予算と比べて、3.7パーセント、1,598万5千円の増加となります。内容につきましては、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金などですが、法定外繰入金にあたる「一般会計繰入金」につきましては、30年度は当初予算から計上しておりません。

次に歳出予算の主なものですが、「保険給付費」については、41億1,437万4千円を計上しました。前年度の当初予算と比べて、11.1パーセント、5億1,497万7千円の減少となります。「葬祭費」、「出産育児諸費」を除く医療費については、県が過去の実績や被保険者数の動向により積算した金額を、計上したものです。内訳の主なものとしましては、「療養給付費」、これは被保険者が病院にかかったときの自己負担以外の部分ですが、35億

6, 101万7千円、「高額療養費」が4億9, 116万6千円です。前年度からの減少幅が大きい理由ですが、29年度予算につきましては、税と同じく、その後に約2億1千万円の減額補正を行っています。また、医療費の支払いに対し不足しない金額を計上したのですが、30年度当初予算は、県が積算した額をそのまま計上したことにより、差が出ているものです。30年度予算については今後の医療費の動向を踏まえて、必要があれば補正対応していく予定です。

続いて「国民健康保険事業費納付金」ですが、15億8, 172万9千円を計上しました。30年度から新規に計上されるものになります。これは、歳入のところで説明しました「保険給付費等交付金」の財源として、市が県に納める納付金です。県は県全体の保険給付費の必要額から、市町村ごとの所得水準や医療費水準を考慮して、納付金の額を決定します。予算額についても、県が積算した金額を計上しました。内訳としましては、「医療給付費分」が10億6, 373万6千円などになります。

次に「特定健康診査等事業費」ですが、4, 619万9千円を計上しました。

審議事項(3)の「館山市国民健康保険税条例の一部改正」に関わる、平成30年度の「標準保険料率」について説明します。

先ほどの当初予算の科目の説明のところで、館山市の国保税必要額を確保するための税率、いわゆる「標準保険料率」を県が示してくると説明しました。税額は、実際は医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に分かれて計算しますが、合計で説明させていただきますと、所得割は10.45パーセント、均等割額は44,560円、平等割額は21,186円という数字が、平成30年度の「標準保険料率」として、千葉県が館山市に示してきたものになります。

なお、この「標準保険料率」については、あくまでも参考とするものであって、その市町村の考えにより、実際の税率は決定してもよいということになっています。館山市としましては、この「標準保険料率」が平成29年度の税率より、合計で低く示されたことから、これを基準に税率の引き下げをしようと考えました。

各所得割については、県から示された割合そのままを採用しております。各均等割額及び医療給付費分の平等割額は、納税者にわかりやすいよう税額は百円単位とし、月割りを考慮して12で割り切れ、かつ、標準保険料率を超えない金額に決めました。その結果、合計は所得割10.45パーセントで、現行税率に比較して0.30ポイントの減、均等割額は44,400円で現行と同額、平等割額は21,000円で3,600円の減でございます。

なお、現在の状況において国保税を試算して調定額を算出してみた結果ですが、現行の税率で算出した結果と、全体調定額で4,672万2千円の減、一人当たりでは3,229円の減となります。国民健康保険税条例の改正につきましては、この税率に改正しようとするものです。

また、国の税法改正に伴う国民健康保険税の改正予定について、情報提供をさせていただきます。平成30年度の税法改正により、市の国民健康保険税条例が改正になる予定です。主な改正点は2点あります。

1点目は課税限度額の改正です。医療給付費分の限度額を54万円から58万円に引き上げようとするものです。なお、後期高齢者支援金分は19万円、介護納付金分は16万円と変更はありません。これにより課税限度額の総額は、現在の89万円から4万円引き上げまして93万円となります。2点目は、低所得者に対する保険税軽減の対象世帯の拡大です。現在の国民健康保険税の軽減は、所得額によって7割軽減、5割軽減、2割軽減があります。これらの中、5割の軽減世帯と2割の軽減世帯の所得基準額を引き上げることで、軽減世帯の対象を拡大し、低所得者の国保税を軽減しようとするものです。

主な改正点は以上のとおりですが、国会の状況で改正法の成立が年度末になることが予想されますので、この条例改正については専決処分により改正いたしますので、この場で情報提供させていただきます。

審議事項(4)の「館山市国民健康保険条例の一部改正」について説明します。内容としましては、国民健康保険法の一部改正に伴う語句の変更になりますが、国保の広域化に伴い、県も国保の保険者となることによる表現の整理から、「国民健康保険」に「の事務」を加えることと、「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めようとするものです。

<質疑応答等>

- 【質疑①】 国保税率の改正については、全体的に下がっていて結構ですが、後期高齢者支援金分について県の示した標準保険料率は、今までの館山市の考えよりも高くなっています。県は医療給付費分を下げ、後期高齢者支援金分を上げると考えたようですが、理由はわかりますか。
- 【回答①】 後期高齢者支援金分については後期高齢者が増えており、以前から支払基金に納める納付金額が多かったのですが、医療給付費分と後期高齢者支援金分の納付者が同じということ、一般会計からの繰

入れがあったこと、また、今回の広域化を控えているということで、これまでは様子を見ながらいきたいと考えていました。

後期高齢者支援金の金額は大きくなっていますので、そのことに引っ張られ県の示した後期高齢者分が高くなり、その分医療給付費分の率が低くなったという結果になりました。

【質疑②】 国保税の計算で、医療給付費分だけに平等割がありますが、確かこれは市町村の選択で均等割だけにすることも可能だったかと思えます。館山市は均等割だけにするとか、どちらがいいとか、そういう検討はされたことはありますか。

【回答②】 以前に館山市は、医療給付費分に均等割と平等割のほかに資産税割というものがありました。ただ、資産税割というのは、資産がある人ない人、県外にある人など、不平等ということで廃止しました。そういった方式と、館山が今採用している方式、所得割と均等割の2方式といった方式もあります。

県内でもいろいろな方式に分かれていますが、今までに所得割と均等割の2方式にしようということは考えていません。今回の広域化がスムーズにいった後に、検討していく課題だと思っています。

【質疑③】 国保病院がある市町村については、今回の制度改正の影響は大きいのですか。何か情報は持っていますか。

【回答③】 館山市には国保病院がありませんので、聞いておりません。

《審議事項結果（答申）》

審議事項（1）平成29年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案、

審議事項（2）平成30年度館山市国民健康保険特別会計当初予算案、

審議事項（3）館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案及び

審議事項（4）館山市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

については、原案どおり承認する。